

平成 22 年 (行ツ) 第 363 号上告事件

上告人 比留間哲生他 3 名

被上告人 国 国代表者 法務大臣 千葉景子

再 審 申 立 書

平成 23 年 2 月 8 日

最高裁判所 御中

請求人 比 留 間 哲 生
〒247-0022 神奈川県横浜市栄区庄戸三丁目 25 番 7 号
電 話 045-894-0052
F A X 045-894-0052

請求人 長 谷 川 誠 二
〒247-0035 神奈川県横浜市栄区桂台西二丁目 16 番 25 号
電 話 045-893-4877
F A X 045-893-4836

請求人 柴 田 哲 夫
〒247-0014 神奈川県横浜市栄区公田町 774-5-28-4
電 話 045-892-9113
F A X 045-892-9113

請求人 永 田 親 義
〒247-0022 神奈川県横浜市栄区庄戸三丁目 1 3 番 2 3 号
電 話 045-894-5336
F A X 045-894-5336

貼用印紙額 1,500 円
添付郵券額 2,000 円

再審請求事由

再審請求の事由は、民事訴訟法第 338 号 1 項 9 号「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと」に該当する。以下に請求の事由を申し述べる。

1. 一審裁判官が法律の存在不知のまま判決を下したことは法治国家の根幹に関わる重大な瑕疵に当たる。

一審裁判官は判決で「関東地方整備局事業評価監視委員会については、その権限を定める法令上の規定はもとより、その設置の直接の根拠となる法令上の規定も見当たらないのであって、同委員会の何らかの行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものとはいえない。」とし、さらに「同委員会は、関東地方整備局長が、その権限行使をする上で参考とする目的で、学識経験者等から意見を聞くための組織として法令の規定に基づかずに設けたものであり」と続けた上で「本件決定は、せいぜい行政機関の意志形成過程における内部的な行為にとどまるものである」と断定している。

この判決文を見たとき、請求人らは吃驚仰天し、我が目を疑い暫し言葉もなかった。というのは、事業評価監視委員会が平成 14 年施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下政策評価法と記す)に基づき設置されたものであることは請求人らにとって周知のことであり、法的根拠なしにこれが設置されたものであるという考えは一切なかったからである。しかも誰でもインターネット検索で同委員会が政策評価法に基づき設置されたものであることは容易に知ることができたのである。

このように一般国民が同委員会は政策評価法に基づき設置されたものであることを容易に知りうる状況の中で、一審裁判官が当該法律の存在を知らないばかりか、「その設置の直接の根拠となる法令上の規定も見当たらないのであって」にみられるように捜しても見つけることができなかつたということは前代未聞の出来事であり、このような裁判が実際に行われたことは驚きを超えて空恐ろしさすら覚えるのである。

請求人らは貴裁判所が不法不当な上記判決を支持し、逆に上告人らの上告を棄却したことは到底納得できず、ここに再審請求を行うものである。それはこの判決は法に基づき設置された事業評価委員会について、それは法的根拠に基づき設置されたものではなく、整備局長が一種の私的諮問機関の形で設置したものであると断定し、これを前提に判断を下したものである。したがってこれは法第 338 号 1 項 9 号の「判決に影響を及ぼすべき重要な事項についての判断の遺脱があったこと」にそのまま該当するものである。国民の立場からみて事は極めて重大であり、最高裁が法に則り再審理されることを強く求めるものである。

そもそも法治国家とは、「国民の意志によって制定された法に基づいて国家権力を行使することを建前とする国家」(広辞苑)のことであり、わが国がこれに当たることは言うまでもない。しかるに一審判決は法の存在を知らないまま国家権力を行使するという前代未聞の暴挙を行ったのである。これは法治国家で決してあってはならないことであり、法の番人としての最高裁判所がこのような一種の無法判決を放置するならば、貴裁判所に対する国民の信頼が大きく損なわれるばかりでなく、裁判そのものへの信頼も失われるに違いない。これは上告棄却の理由にある「単なる法令違反を主張するもの」というレベルのものでなく、法治国家の根幹に関わるものとして憲法違反以外の何ものでもないのである。

2. 二審裁判官が一審判決の明らかな誤りを知りながらこれを破棄せず、逆に控訴を棄却し

たのは民事訴訟法第 338 条第 1 項 9 号に該当する。

一審判決で事業評価監視委員会は法に基づき設置されたものでないとして訴えが却下されたことを受けて原告らは直ちに控訴し、理由書において同委員会が政策評価法に基づき設置されたものであることを証拠に挙げて反論した。これを受けて二審の裁判官は一審判決の誤りを知り、その誤り部分の文言を削除した上で以下に示す文言に置き換えて判決した。すなわち「関東地方整備局事業評価監視委員会は、関東地方整備局が所管する事業である本件事業等の再評価の実施主体の長である関東地方整備局長が、その再評価の実施に当たり、学識経験者等の第三者の意見を求める諮問機関として設置したものであり…」とした。これは厳正公正であるべき裁判において決してあってはならない目くらましの韜晦な文章である。なぜこのような文章にしたのか、それは控訴人らの指摘により事業評価監視委員会が法に基づき設置されたものでないという一審判決の誤まりを知り、予想を超えた大変な事態に吃驚し、これをどのように処理するかに悩んだに違いない。ただ判決でそのことをはっきり記載するとそれは裁判記録として残り、一審裁判官のみならず、裁判官すべての名誉に関わると考え、苦心して書いたのが上記の韜晦な文章と思われる。すなわち、一審裁判官が法律の存在を知らないまま判決を下した事実を頭わにすることなく、その一方で事業評価監視委員会は法に基づき設置されたものであることを暗々裡に示すものとして上記文章が作られたのである。これで裁判官が法律の存在不知のまま判決を下したという恥ずべきことを裁判記録に残さないという目的を果たし、この問題を不問にした上で控訴人らの訴えを棄却することで本件は一件落ち着いたと考えたかも知れない。しかし、それは法に基づき良心に従って判断すべき裁判官として決して許されることではないことは言うまでもない。そのためこの問題は法と秩序を維持すべき法治国家では許されないこととして請求人らは最高裁に上告し、さらに今回再審請求して貴裁判所の徹底的且つ慎重な審理を求めているのである。

3. 裁判官が法律の存在不知のまま判決を下すことは憲法第 32 条に違反する。

憲法第 32 条は裁判を受ける権利として「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」と謳っている。ここに言う裁判とは法に則り厳正公正に行われる裁判を指すものであり、裁判官が法律の存在を知らないまま判決を下すようなものまで含まないことは言うまでもない。しかるに上述の如く一審判決において本件の裁判官は事業評価監視委員会が政策評価法という法律に基づき設置されたものであることを知らないばかりか、法律そのものの存在も知らないまま口頭弁論も開かないで原告らの訴えを却下したのである。また二審判決は同委員会が法に基づき設置されたものであることを控訴理由書で知ったにも拘らず、一審判決を破棄することなく、逆に一審裁判官が法律の存在を知らなかった事実を頭わにしないための韜晦な文章で問題を有耶無耶にして控訴人らの訴えを棄却した。このように一審二審ともに口頭弁論を一切開かないまま訴えを却下又は棄却した。これは憲法第 32 条で保障された厳正公正な裁判を受ける国民の権利を奪うものである。請求人らは最高裁がこのような不当な判決を当然破棄するものと考えて上告したにも拘らず、貴裁判所は「本件上告理由は、理由の不備・食い違いを言うが、その実質は単なる法令違反を主張するものである」として上告を棄却したのである。請求人らは裁判官が法律の存在を知らないまま判決を下すような裁判は法治国家では決して許されない重大な問題と考えており、貴裁判所がこれを単なる法令違反として問題にしないのは到底納得できず、ここに再審請求する次第である。「信なくば立たず」は裁判についても言えることであり、本件の如く裁判に対する国民の信頼を失わせるような問題について最終審としての最高裁が厳しく再審理されることを強く求めるものである。

以上